

老人保健で医療を受けている方へ

老人保健医療受給者証で、一般の区分に該当している方※1は、世帯全員が住民税非課税※2の場合、申請手続きをすると低所得Ⅱか低所得Ⅰの区分に該当し、1カ月の自己負担限度額が右表のように変わります。なお、審査の結果、低所得ⅡかⅠに該当した場合、申請された月の初日から適用となります。

※1 一部負担金割合が1割の方で「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方

※2 市民税・道民税が課税されていない世帯

〈申請に必要なもの〉

健康保険証、老人保健法による医療受給者証、印鑑、過去1年間で91日以上入院されている場合はその期間が分かる領収書

※老年人に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

老年人に係る住民税非課税措置の廃止により、課税者になった世帯員がいても非課税のままの方がいる場合は、その非課税の方は低所得Ⅱの区分が適用になります。

9月30日まで

1カ月の自己負担限度額(月額)

| 所得区分 | 負担割合 | 外来(個人ごと) | 外来+入院(世帯ごと) | 入院時の食事代(1食当たり) |
|---------|------|----------|-------------|---------------------------------------|
| 一定以上所得者 | 2割 | 40,200円 | 72,300円* | 260円 |
| 一般 | 1割 | 12,000円 | 40,200円 | 260円 |
| 低所得Ⅱ | 1割 | 8,000円 | 24,600円 | 210円(90日までの入院) 160円(過去1年間に91日以上入院) |
| 低所得Ⅰ | 1割 | 8,000円 | 15,000円 | 100円 |

※医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。また、過去12カ月に4回以上の高額医療費の該当があった場合、4回目以降は40,200円になります

10月1日から一部改正

1カ月の自己負担限度額(月額)

| 所得区分 | 負担割合 | 外来(個人ごと) | 外来+入院(世帯ごと) | 入院時の食事代(1食当たり) |
|---------|------|----------|-------------|---------------------------------------|
| 一定以上所得者 | 3割 | 44,400円 | 80,100円* | 260円 |
| 一般 | 1割 | 12,000円 | 44,400円 | 260円 |
| 低所得Ⅱ | 1割 | 8,000円 | 24,600円 | 210円(90日までの入院) 160円(過去1年間に91日以上入院) |
| 低所得Ⅰ | 1割 | 8,000円 | 15,000円 | 100円 |

※医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。また、過去12カ月に4回以上の高額医療費の該当があった場合、4回目以降は44,400円になります

北海道老人医療制度

※この制度は平成20年3月31日で廃止になります

昭和14年7月31日以前に生まれた満69歳までの方で、次の3つの要件を満たす方は、申請により保険内医療費の負担が1割または2割(10月1日から3割)になります。

〈申請に必要なもの〉

印鑑、健康保険証、子どもが全員載っている戸籍謄本、本人・配偶者・子ども(全員)の所得証明書

①世帯要件 ※いずれか1つを満たす場合

- ア. 一人暮らし世帯
- イ. 老人夫婦のみの世帯(配偶者が60歳以上)
- ウ. 本人と児童(18歳未満)の世帯
- エ. 本人と18歳以上の子どもがいても次の「子の要件」に該当する場合

②子の要件 ※いずれか1つを満たす場合

- ア. 父母と6カ月以上別居している(同一敷地内に子どもが居住していない)
- イ. 学生
- ウ. 重度心身障がい者
- エ. 長期療養者
- オ. 社会福祉施設入所者

③所得要件

本人・配偶者・子ども(全員)が所得制限以下



石狩市老人医療制度

※この制度は平成20年3月31日で廃止になります

北海道老人医療制度に該当しない方で、68・69歳の方は、申請により保険内医療費の負担が1割または2割(10月1日から3割)になります。

〈申請に必要なもの〉

印鑑、健康保険証、本人・配偶者・同居している子どもの所得証明書

①世帯要件

石狩市に1年以上在住

②所得要件

本人・配偶者・同居の子ども(全員)が所得制限以下



このたび、市の政治・経済・文化などの発展に尽力し、まちの発展や市民生活に大きく寄与された方々の功績をたたえて、「石狩市市制施行10周年表彰」および「平成18年度石狩市表彰」が授与されました。なお、表彰式は7月15日(土)、石狩市市制施行10周年記念式典の中で行われました。

石狩市市制施行10周年表彰

特別功労章 佐藤水産株式会社

平成14年より市内において、マクンベツ湿原および周辺駐車場において環境美化の一環として清掃活動に取り組み、また市内各種団体への多額の寄贈、サケの販売を通して石狩の知名度を上げるなど、市制施行より10年、地域と密着したまちづくりに貢献されました。

功労章 石狩流星海

「いしかり観光大使」として道内・外において石狩市のPRに努め、観光の進展に寄与されました。

功労章 学校法人藤学園藤女子大学

市との共催による大学講座を開催し、地域と大学との連携を進め、各種審議会への積極的な参加など地方自治の向上に寄与されました。

功労章 石狩市民図書館とあゆむ会

市民図書館の建設の実現を目指し市民活動を展開し、開館後は図書館サービスの充実など、意見交換を重ね、暮らしに根差した図書館作りを協力いただきました。

功労章 石狩湾新港企業団地連絡協議会

立地企業間の交流を推進し、新港地域の活性化に貢献されました。

功労章 石狩市連合町内会連絡協議会

自治会の健全な発達と住民福祉の増進を図り、住民自治組織の連携を進められました。

功労章 本町・八幡パークゴルフ振興協会

パークゴルフ場の整備に当たり、市と地域住民との協働により土盛り等を進め、手作りコースを完成し、整備後の維持管理に貢献されました。

功績章 附田 雄剛さん

フリースタイルスキー・モーグルで長野、ソルトレークに続きトリノオリンピックの3大会連続出場を果たされました。

功績章 國母 和宏さん

スノーボードハーフパイプで平成18年2月開催トリノオリンピックに出場されました。

平成18年度 石狩市表彰

自治功労章 土門 忍さん

石狩市(町)議会議員として昭和62年4月から平成17年12月まで在職。その間、石狩町議会産業経済常任副委員長、石狩市議会総務常任委員長、予算特別委員長等を歴任し、市政発展のため各般における重要施策に積極的に参画、また献身的な努力を払われ石狩市政の発展に貢献されました。

自治功労章 澤田 末五郎さん

昭和27年から昭和63年まで厚田村消防団第2分団部長、厚田村消防団古潭分団部長、石狩北部地区消防事務組合厚田消防団古潭分団長として、団員の指導、育成に努め、地域の防災と住民の生命財産の保護に貢献されました。

自治功労章 渡邊 初次郎さん

昭和32年から平成元年まで浜益村消防団柏木分団員、石狩北部地区消防事務組合浜益消防団柏木分団長として、団員の指導、育成に努め、地域の防災と住民の生命財産の保護に貢献されました。

教育文化功労章 壽盛 隆さん

昭和59年から囲碁普及活動を通して支部設立を目指し、平成6年4月(財)日本棋院の許可を受け支部を設立。設立当初より幹事長として平成16年4月には相談役として支部の運営、市民への囲碁普及に努め、石狩市の文化振興に大きく貢献されました。

教育文化功労章 石狩市文庫連絡会

平成3年1月17日設立。地域の会館等を通し、子どもを中心とした読書活動を推進、また市内各施設におけるおはなし出前活動、読み手語り手の輪を広げるトレーニング講座など、地域に密着した積極的な文化活動に尽力し、教育文化の向上に貢献されました。

スポーツ功労章 安井 才知さん

昭和51年から石狩町スポーツ少年団本部役員をはじめ、また平成3年から9年までは石狩管内スポーツ少年団連絡協議会会長として、スポーツ少年団の普及に努め、またスポーツを通して青少年の健全育成に尽力し、スポーツの発展に貢献されました。

スポーツ功労章 村岡 ゆたかさん

昭和54年に石狩スキークラブを設立以来、永年にわたり、石狩スキー連盟副会長、石狩スキースクール校長として、青少年の健全育成に尽力し、スポーツの発展に貢献されました。

社会福祉功労章 三好 晃二さん

昭和58年から江別市および三郡医師会副会長、平成9年から13年までは石狩医師会初代会長として活躍。医師会活動を通じて地域の医療・保健・福祉の充実、増進に尽力し、社会福祉の向上に貢献されました。

社会福祉功労章 稲見 研二さん

平成9年から13年まで石狩医師会副会長、平成13年から15年まで石狩医師会会長。地域の医療・保健・福祉の増進に努め、救急体制の整備に尽力し、社会福祉の向上に貢献されました。

社会福祉功労章 片岡 槇子さん

昭和54年から現在に至るまで石狩市(町)民生委員児童委員を務めるほか、昭和58年からは石狩市ボランティア連絡協議会委員としてもまた地域社会の福祉の推進、増進に尽力し、社会福祉の向上に貢献されました。

社会福祉功労章 藤村 恵美子さん

昭和55年から現在に至るまで石狩市(町)民生委員児童委員を務めるほか、昭和58年からは石狩市ボランティア連絡協議会会員として地域社会の福祉の推進、増進に尽力し、社会福祉の向上に貢献されました。

社会福祉功労章 三塚 ヨシエさん

昭和55年から現在に至るまで石狩市(町)民生委員児童委員を務めるほか、昭和58年からは石狩市ボランティア連絡協議会会員として地域社会の福祉の推進、増進に尽力し、社会福祉の向上に貢献されました。

社会福祉功労章 花川南カトリア会

昭和60年4月1日設立。花川南地区を中心に市内福祉施設での介助等の各種奉仕活動を展開し、地域社会の福祉の推進に尽力、社会福祉の向上に貢献されました。

善行賞 杉中 登さん

市の教育発展向上のため奨学金の一部として金100万円を寄贈され、学校教育の向上に多大な貢献をされました。